# 先端設備等導入計画の認定チェックリスト（新規）

| 申　請　日 | 申　請　者 | |
|---|---|---|
| ／ | 担　当　者 | |
| | 連　絡　先 | （　　） |

## １、申請時に提出する書類の確認

### 【申請書類】

| 名称 | 部数 | 備考 |
|---|---|---|
| □　認定申請書【様式２２】 | １部 | |
| □　先端設備等導入計画 | ２部 | 様式２２の別紙 |
| □　認定経営革新等支援機関による事前確認書 | ２部 | 原本と原本の写しを各１部（計２部） |
| □　事業実態が確認できる書類 | １部 | 確定申告書、商業登記にかかわる登記事項証明（法人）、開業届　等 |
| □　設置場所が確認できる資料 | ２部 | 会社案内（ウェブサイトの写し、パンフレット等）、確定申告書　等 |
| □　取得する設備に関する資料 | ２部 | 製品パンフレット等 |
| □　未納のあま市税のない証明 | １部 | 法人の場合は代表者も含む |
| □　従業員数がわかる書類 | １部 | 資本金等が以下の表中に定める額を超える場合のみ |
| □　返信用封筒 | １部 | ・認定書の郵送を希望する場合のみ<br>・申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額の切手を貼付したもの |

### 【税制措置の対象となる設備を含む場合】　上記に加え、以下の書類を提出

| 名称 | 部数 | 備考 |
|---|---|---|
| □　認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書 | ２部 | 原本と原本の写しを各１部（計２部） |
| □　リース契約見積書の写し【リースのみ必要】 | ２部 | 固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合に必要 |
| □　（公社）リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し【リースのみ必要】 | ２部 | |

### 【賃上げ方針を表明する（固定資産税の 1/3 軽減を受けたい）場合】　上記に加え、以下の書類を提出

| 名称 | 部数 | 備考 |
|---|---|---|
| □　従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面 | ２部 | ・原本と原本の写しを各１部（計２部）<br>・【注意】賃上げ方針を計画内に位置付けることができるのは**新規申請時のみ**です。（変更申請時での追加は不可） |

裏面に続きます

## ２、事業規模の確認

| 業 種 分 類 | 資本金・出資の額 | 常時使用従業員数 |
|---|---|---|
| □　製造業その他 | □　3 億円以下 | □　300 人以下 |
| □　卸売業 | □　1 億円以下 | □　100 人以下 |
| □　小売業 | □　5 千万円以下 | □　50 人以下 |
| □　サービス業 | □　5 千万円以下 | □　100 人以下 |
| □　ゴム製品製造業 | □　3 億円以下 | □　900 人以下 |
| □　ソフトウェア・情報処理サービス業 | □　3 億円以下 | □　300 人以下 |
| □　旅館業 | □　5 千万円以下 | □　200 人以下 |

**【注意】計画認定に伴う税制支援とは対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。**

## ３、先端設備等導入計画の内容確認

| 主 な 要 件 | 内　　容 | 確認欄 |
|---|---|---|
| 計画期間計画 | 認定から 3 年間～5 年間 | 年間 |
| 労働生産性 | 計画期間内に労働生産性が年平均 3%以上向上すること | % |
| 先端設備等の種類 | □ 機械装置　□ 測定工具及び検査工具<br>□ 器具備品　□ 建物附属設備　□ ソフトウェア | |
| 対象地域 | あま市内全域 | |
| 対象業種 | 全事業・全事業（一部除外あり） | |
| 計画内容 | ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施が見込まれること | |
| | ・認定経営革新等支援機関の事前確認済みの計画 | |
| 配慮すべき事項 | ・人員削減を目的とした取組みでないこと | |
| | ・公序良俗に反する取組み・反社会的勢力でないこと | |
| | ・市税の滞納がないこと | |
| | ・書類の提出、報告・調査の対応が可能 | |